

会 議 結 果 等

会 議 名 称	平成30年度第3回(第7回)加古川市空家等対策審議会
開 催 日 時	平成31年2月15日(金)午前10時から 午後0時15分 まで
開 催 場 所	鹿児島荘 2階 201,202号室
出 席 者	<p><委員></p> <p>梶 哲教、北本 典比古、山崎 由起子、高見 忠良、工藤 和美、 藤原 典男</p> <p><事務局></p> <p>住宅政策課職員</p>
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 委員出席状況等</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 会長及び副会長の選出について</p> <p>(2) 議案第1号 特定空家等の認定について(3件)</p> <p>(3) 議案第2号 特定空家等の勧告について</p> <p>4 閉会</p>
審 議 結 果	<p>1 会長に梶委員、副会長に山崎委員を選出</p> <p>2 議案第1号</p> <p>(1) 諮問のあった空家等(加古川市加古川町)について、勧告相当の特定空家等として認定し、建物を除却することを指導することは、妥当であると判断する。</p> <p>(2) 諮問のあった空家等(加古川市東神吉町)について、勧告相当の特定空家等として認定し、建物を除却することを指導することは、妥当であると判断する。</p> <p>(3) 諮問のあった空家等(加古川市米田町)について、勧告相当の特定空家等として認定し、敷地内の北西側に残る建物及び北東側に残る建物を除却すること(ただし、後者については北側部分を残存させる場合は適正に管理すること)を指導することは、妥当であると判断する。なお、措置内容には、敷地内の瓦礫を適正に処分することも加えることが適切である。</p> <p>3 議案第2号</p> <p>諮問のあった特定空家等(加古川市志方町/平成29年12月11日認定)について、勧告を行うことは、妥当であると判断する。</p>